

平成九年環境庁告示第八十八号（環境影響評価法第四十八条第二項において準用する同法第十一条第三項及び第十二条第二項の規定により国土交通大臣が定めるべき指針に関する基本的事項）（抄）  
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一 港湾環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項</p> <p>一 一般的事項</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) 調査は、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な程度において、選定項目に係る環境要素の状況に関する情報並びに調査の対象となる地域の範囲（以下「調査地域」という。）の気象、水象等の自然条件及び人口、産業、土地又は水域利用等の社会条件に関する情報を、国、地方公共団体等が有する既存の資料等の収集、専門家等からの科学的知見の収集、現地調査・踏査等の方法により収集し、その結果を整理し、及び解析することにより行うものとする。</p> <p>(5) (7) (略)</p> <p>二 環境要素の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 「触れ合い活動の場」に区分される選定項目については、野外レクリエーション及び地域住民等の日常的な自然との触れ合い活動に関し、それらの活動が一般的に行われる施設及び場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。</p>	<p>第一 港湾環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項</p> <p>一 一般的事項</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) 調査は、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な程度において、選定項目に係る環境要素の現状に関する情報並びに調査の対象となる地域の範囲（以下「調査地域」という。）の気象、水象等の自然条件及び人口、産業、土地又は水域利用等の社会条件に関する情報を、国、地方公共団体等が有する既存の資料等の収集、専門家等からの科学的知見の収集、現地調査・踏査等の方法により収集し、その結果を整理し、及び解析することにより行うものとする。</p> <p>(5) (7) (略)</p> <p>二 環境要素の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 「触れ合い活動の場」に区分される選定項目については、野外レクリエーション及び地域住民等の日常的な自然との触れ合い活動に関し、それらの活動が一般的に行われる施設及び場の状態を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。</p>

(4) 別表中「環境への負荷」に区分される選定項目については、環境基本法第二条第二項の地球環境保全に係る環境への影響のうち温室効果ガスの排出量等環境への負荷量の程度を把握することが適当な項目に関してはそれらの発生量等を、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量等を把握することにより、調査、予測及び評価を行うものとする。

三 港湾環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たつての一般的留意事項

(1) 港湾管理者が港湾環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たつて一般的に把握すべき情報の内容及びその把握に当たつての留意事項を、港湾環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

この場合において、当該情報には、当該港湾計画に定められる港湾開発等の内容（以下「港湾計画特性」という。）並びに当該港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域及びその周囲の地域の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関する情報が含まれるよう定めるものとする。また、地域特性に関する情報の把握に当たつての留意事項として、入手可能な最新の文献、資料等に基づき把握すること、これらの出典が明らかにされるよう整理すること、過去の状況の推移及び将来の状況並びに当該地域において国及び地方公共団体が講じている環境の保全に関する施策の内容についても把握することが含まれるものとする。

(2) 港湾管理者が、港湾環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たつては、選定の理由を明らかにすることが必要である旨、港湾環境影響評価項目等選定指針において

(4) 別表中「環境への負荷」に区分される選定項目については、環境基本法第二条第二項の地球環境保全に係る環境への影響のうち温室効果ガスの排出量等環境への負荷量の程度を把握することが適当な項目又は廃棄物等に関し、それらの発生量等を把握することにより、調査、予測及び評価を行うものとする。

三 港湾環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たつての一般的留意事項

(1) 港湾管理者が港湾環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たつて一般的に把握すべき情報の内容及びその把握に当たつての留意事項を、港湾環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

この場合において、当該情報には、当該港湾計画に定められる港湾開発等の内容（以下「港湾計画特性」という。）並びに当該港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域及びその周囲の地域の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関する情報が含まれるよう定めるものとする。また、地域特性に関する情報の把握に当たつての留意事項として、入手可能な最新の文献、資料等に基づき把握すること、これらの出典が明らかにされるよう整理すること、並びに当該地域において国及び地方公共団体が講じている環境の保全に関する施策の内容についても把握することが含まれるものとする。

定めるものとする。

(3) 港湾管理者が、港湾環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行うべき旨、港湾環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。なお、専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることが必要である旨、港湾環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

(4) 港湾環境影響評価の実施中において環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じ選定項目及び選定された手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うよう留意すべき旨、港湾環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

#### 四 港湾環境影響評価の項目の選定に関する事項

(1) 港湾環境影響評価項目等選定指針において、一般的な港湾計画に定められる港湾開発等の内容を明らかにするとともに、この内容を踏まえつつ、別表に掲げる影響要因の細区分の内容を規定し、影響要因の細区分ごとに当該影響要因によって影響を受けるおそれのある環境要素の細区分（以下「参考項目」という。）を明らかにするものとする。この場合において、次の事項に留意するものとする。

ア～イ（略）

(2) 個別の港湾計画ごとの港湾環境影響評価の項目の選定に当たっては、それぞれの港湾計画ごとに、影響要因を港湾計画特性に依りて適切に区分した上で、参考項目を勘案しつつ、港湾計画特性及び地域特性に関する情報等を踏まえ、影響要因の細区分ごとに

定めるものとする。

(3) 港湾管理者が、港湾環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行うべき旨、港湾環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。なお、専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることが必要である旨、港湾環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

(4) 港湾環境影響評価の実施中において環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じ選定項目及び選定された手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うよう留意すべき旨、港湾環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

#### 四 港湾環境影響評価の項目の選定に関する事項

(1) 港湾環境影響評価項目等選定指針において、一般的な港湾計画に定められる港湾開発等の内容を踏まえつつ、別表に掲げる影響要因の細区分の内容を規定するとともに、影響要因の細区分ごとに当該影響要因によって影響を受けるおそれのある環境要素の細区分（以下「標準項目」という。）を明らかにするものとする。この場合において、次の事項に留意するものとする。

ア～イ（略）

(2) 個別の港湾計画ごとの港湾環境影響評価の項目の選定に当たっては、それぞれの港湾計画ごとに、港湾計画特性及び地域特性に関する情報等により、標準項目に検討を加え、必要に応じ標準項目以外の項目を選定すること、又は標準項目として掲げられた項

当該影響要因によって影響を受けるおそれのある環境要素の細区分を明らかにすべき旨、港湾環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

この場合において、対象港湾計画に定められる港湾開発等に工作物の撤去又は廃棄が含まれる場合には、当該撤去又は廃棄に係る影響要因が整理されるものとする。

## 五 調査、予測及び評価の手法の選定に関する事項

### (1) (略)

#### ア 調査すべき情報の種類及び調査法

選定項目の特性、港湾計画特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる精度が確保されるよう、調査又は測定により収集すべき具体的な情報の種類及び当該情報の種類ごとの具体的な調査又は測定の方法（以下「調査法」という。）を選定するものとする。地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえるものとする。

法令等により調査法が定められている場合には、当該調査法を踏まえつつ適切な調査法を設定するものとする。

#### イ～ウ (略)

#### エ 調査の期間及び時期

調査の期間及び時期の設定に当たっては、選定項目の特性に応じて把握すべき情報の内容、地域の気象又は水象等の特性、社会的状況等に応じ、適切かつ効果的な期間及び時期が設定されるものとする。この場合において、季節の変動を把握する必要がある調査対象については、これが適切に把握できる調査期間が確保されるものとともに、年間を通じた調査に

目を選定しないことができる旨、港湾環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

## 五 調査、予測及び評価の手法の選定に関する事項

### (1) (略)

#### ア 調査すべき情報の種類及び調査法

選定項目の特性、港湾計画特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる精度が確保されるよう、調査又は測定により収集すべき具体的な情報の種類及び当該情報の種類ごとの具体的な調査又は測定の方法（以下「調査法」という。）を選定するものとする。

法令等により調査法が定められている場合には、当該調査法を踏まえつつ適切な調査法を設定するものとする。

#### イ～ウ (略)

#### エ 調査の期間及び時期

調査の期間及び時期の設定に当たっては、選定項目の特性に応じて把握すべき情報の内容、地域の気象又は水象等の特性、社会的状況等に応じ、適切かつ効果的な期間及び時期が設定されるものとする。この場合において、季節の変動を把握する必要がある調査対象については、これが適切に把握できる調査期間が確保されるものとする。

つについては、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始されるものとする。

また、既存の長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果とが対照されるものとする。

オ～カ (略)

(2) (略)

ア～エ (略)

オ 予測の前提条件の明確化

予測の手法に係る予測地域等の設定の根拠、予測の手法の特徴及びその適用範囲、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及びパラメータ等について、地域の状況等に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるように整理されるものとする。

カ 将来の環境の状態の設定のあり方

環境の状態の予測に当たっては、当該対象港湾計画に定められる港湾開発等以外の事業活動等によりもたらされる地域の予測年次における環境の状態（予測年次における環境の状態の推定が困難な場合等においては、現在の環境の状態とする。）を明らかにできるように整理し、これを勘案して行うものとする。この場合において、地域の予測年次における環境の状態は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して設定されるよう努めるものとする。

なお、国又は地方公共団体による環境保全措置又は環境保全施策が講じられている場合であつて、予測年次における環境の状態の推定に当たって当該環境保全措置等の効果を見込む場合には、当該措置等の内容を明らかにできるように整理されるも

また、既存の長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果とが対照されるものとする。

オ～カ (略)

(2) (略)

ア～エ (略)

オ 予測の前提条件の明確化

予測の手法に係る予測地域等の設定の根拠、予測の手法の特徴及びその適用範囲、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及びパラメータ等について、地域の状況等に照らし、それぞれその内容及び妥当性を明らかにできるように整理されるものとする。

カ 将来の環境の状態の設定のあり方

環境の状態の予測に当たっては、当該対象港湾計画に定められる港湾開発等以外の事業活動等によりもたらされる地域の予測年次における環境の状態（予測年次における環境の状態の推定が困難な場合等においては、現在の環境の状態とする。）を勘案して行うものとし、予測年次における環境の状態は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して設定されるよう努めるものとする。

なお、国又は地方公共団体による環境保全措置又は環境保全施策が講じられている場合であつて、予測年次における環境の状態の推定に当たって当該環境保全措置等の効果を見込む場合には、当該措置等の内容を明らかにできるように整理されるものとする。

のすること。

キ 予測の不確実性の検討

科学的知見の限界に伴う予測の不確実性について、その程度及びそれに伴う環境への影響の重大性に応じて整理されるものとする。この場合において、必要に応じて予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつき程度の程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。

(3)  
(略)

ア 環境影響の回避・低減に係る評価

港湾施設の配置、土地の造成の在り方を含む幅広い環境保全対策を対象として、複数の案を時系列に沿って又は並行的に比較検討すること、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討すること等の方法により、対象港湾計画に定められる港湾開発等により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響が、回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価されるものとする。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるように整理されるものとする。

なお、これらの評価は、港湾管理者により実行可能な範囲内で行われるものとする。

イ 国又は地方公共団体の環境保全施策との整合性に係る検討

評価を行うに当たって、環境基準、環境基本計画その他の国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定項目に係る環境要素に関する基準又は目標が示されている場合は、当該評価において当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるように整理しつつ、当該基準等の達成状況、環境基本計画等の目標又は計画の内容等と調査及び

キ 予測の不確実性の検討

科学的知見の限界に伴う予測の不確実性について、その程度及びそれに伴う環境への影響の重大性に応じて整理されるものとする。

(3)  
(略)

ア 環境影響の回避・低減に係る評価

港湾施設の配置、土地の造成の在り方を含む幅広い環境保全対策を対象として、複数の案を時系列に沿って若しくは並行的に比較検討すること、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討すること等の方法により、対象港湾計画に定められる港湾開発等により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響が、回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価されるものとする。

なお、これらの評価は、港湾管理者により実行可能な範囲内で行われるものとする。

イ 国又は地方公共団体の環境保全施策との整合性に係る検討

評価を行うに当たって、環境基準、環境基本計画その他の国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定項目に係る環境要素に関する基準又は目標が示されている場合は、当該基準等の達成状況、環境基本計画等の目標又は計画の内容等と調査及び予測の結果との整合性が図られているか否かについて検討されるものとする。

予測の結果との整合性が図られているか否かについて検討されるものとする。

ウ (略)

- (4) 港湾環境影響評価項目等選定指針において、(1)又は(2)に規定するところにより留意事項を示すに当たっては、一般的な港湾計画に定められる港湾開発等の内容を踏まえつつ、参考項目の特性、参考項目に係る環境要素に及ぼすおそれのある影響の重大性、既に得られている科学的知見等を考慮し、(1)又は(2)に規定する留意事項の趣旨を踏まえ、調査法、調査地域、調査の期間及び時期、予測法、予測地域、予測の対象となる時期等のそれぞれについて、港湾管理者が地域特性等を勘案するに当たって参考となる調査又は予測の手法(以下「参考手法」という。)を定め、これを留意事項とともに示すことができるものとする。

- (5) 参考手法を定める場合には、港湾環境影響評価項目等選定指針において、個別の港湾計画に定められる港湾開発等ことの調査及び予測の手法の選定に当たって、それぞれの港湾計画に定められる港湾開発等ことに参考手法を勘案しつつ港湾計画特性及び地域特性に関する情報等を踏まえ選定すべき旨、定めるものとする。

六 参考項目又は参考手法を勘案して項目又は手法を選定するに当たつての留意事項

参考項目又は参考手法を勘案しつつ、港湾計画特性及び地域特性に関する情報等を踏まえ、項目及び手法を選定するに当たつての留意事項として、以下の内容を港湾環境影響評価項目等選定指針にお

ウ (略)

- (4) 港湾環境影響評価項目等選定指針において、(1)又は(2)に規定するところにより留意事項を示すに当たっては、一般的な港湾計画に定められる港湾開発等の内容を踏まえつつ、標準項目の特性、標準項目に係る環境要素に及ぼすおそれのある影響の重大性、既に得られている科学的知見等を考慮し、(1)又は(2)に規定する留意事項の趣旨を踏まえ、港湾管理者が地域特性等を勘案するに当たつての基礎となるものとして、調査法、調査地域、調査の期間及び時期、予測法、予測地域、予測の対象となる時期等のそれぞれについて、標準的な調査又は予測の手法(以下「標準手法」という。)を定め、これを留意事項とともに示すことができるものとする。

- (5) 標準手法を定める場合には、個別の港湾計画に定められる港湾開発等ことの調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、それぞれの港湾計画に定められる港湾開発等ことに、港湾計画特性及び地域特性に関する情報等により、標準手法に検討を加え、必要に応じ標準手法以外の調査又は予測の手法を選定することができる旨、港湾環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

六 標準項目又は標準手法を踏まえて項目又は手法を選定するに当たつての留意事項

(1) 標準項目として掲げられた項目を選定しないこと又は標準手法以外のより簡略化された形の調査若しくは予測の手法を選定することができるとした場合の考え方(以下「簡略化の考え方」という。)

第二 環境保全措置指針に関する基本的事項  
一 (略)

いて定めるものとする。

(1) 参考項目及び参考手法を定めるに当たって踏まえられた一般的な港湾計画に定められる港湾開発等の内容と個別の港湾計画に定められる港湾開発等の内容との相違を把握するものとする。

(2) 環境への影響がないか又は影響の程度が極めて小さいことが明らかでない場合、影響を受ける地域又は対象が相当期間存在しないことが明らかでない場合、類似の事例により影響の程度が明らかでない等においては、参考項目を選定しないこと又は参考手法よりも簡略化された形の調査若しくは予測の手法を選定することができること。

(3) 環境影響を受けやすい地域又は対象が存在する場合、環境の保全の観点から法令等により指定された地域又は対象が存在する場合、既に環境が著しく悪化し又はそのおそれが高い地域が存在する場合等においては、参考手法よりも詳細な調査又は予測の手法を選定するよう留意すべきこと。

第二 環境保全措置指針に関する基本的事項  
一 (略)  
二 環境保全措置の検討に当たっての留意事項

、及び標準項目以外の項目を選定するよう又は標準手法以外のより詳細な調査若しくは予測の手法を選定するよう留意すべき場合の考え方(以下「重点化の考え方」という。)について、それぞれ港湾環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

この場合において、簡略化の考え方には、環境への影響がないか又は影響の程度が極めて小さいことが明らかでない場合、影響を受ける地域又は対象が相当期間存在しないことが明らかでない場合、類似の事例により影響の程度が明らかでない場合等が含まれるものとする。また、重点化の考え方には、港湾計画特性により標準項目以外の項目による環境への影響が懸念される場合、環境影響を受けやすい地域又は対象が存在する場合、環境の保全の観点から法令等により指定された地域又は対象が存在する場合、既に環境が著しく悪化し又はそのおそれが高い地域が存在する場合等が含まれるものとする。

(2) 港湾管理者が、標準項目以外の項目を選定する場合、標準項目として掲げられた項目を選定しない場合又は標準手法以外の調査若しくは予測の手法を選定する場合には、その理由を明らかにすることが必要である旨、港湾環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

(3) 港湾管理者が、標準項目又は標準手法を踏まえて項目又は手法を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討が行われるよう、港湾環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

二 環境保全措置の検討に当たつての留意事項

環境保全措置の検討に当たつての留意事項を環境保全措置指針において定めるものとする。当該留意事項には、次に掲げる事項が含まれるものとする。

- (1) (3) (略)
- (4) 代償措置を講じようとする場合には、環境への影響を回避し、又は低減する措置を講ずることが困難であるか否かを検討するとともに、損なわれる環境要素と代償措置により創出される環境要素に関し、それぞれの位置、損なわれ又は創出される環境要素の種類及び内容等を検討するものとし、代償措置の効果及び実施が可能と判断した根拠を可能な限り具体的に明らかにできるようにするものとする。

- (5) 環境保全措置の検討に当たつては、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるよう整理すること。この場合において、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境保全措置の具体的な内容を明らかにできるように整理すること。

- (6) 選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合、当該港湾計画の決定又は変更後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合等においては環境への影響の重大性に応じ、代償措置を講ずる場合においては当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、当該港湾計画に定められる港湾開発等による環境への影響の重大性に応じ、当該港湾計画の決定又は変更後の環境の状態等を把握するための調査（以

環境保全措置の検討に当たつての留意事項を環境保全措置指針において定めるものとする。当該留意事項には、次に掲げる事項が含まれるものとする。

- (1) (3) (略)
- (4) 代償措置を講じようとする場合には、環境への影響を回避し、又は低減する措置を講ずることが困難であるか否かを検討するとともに、損なわれる環境要素と代償措置により創出される環境要素に関し、それぞれの位置、損なわれ又は創出される環境要素の種類及び内容等を検討するものとする。

- (5) 環境保全措置の検討に当たつては、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるよう整理すること。

- (6) 選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等において、環境への影響の重大性に応じ、当該港湾計画の決定又は変更後の環境の状態等を把握するための調査（以下「事後調査」という。）の必要性を検討するとともに、事後調査を行う項目の特性及び地域特性等、当該調査そのものによる環境影響、地方公共団体等の他の主体との協力の方法等に留意しつつ、事後調査の項目及び手法の内容、事後調査の結果により環境影響が著しいことが明らかとなった場合等の対応の方針、事後調査の結果を公表する旨等を明らかにで

下「事後調査」という。）の必要性を検討するとともに、事後調査を行う項目の特性及び地域特性等、当該調査そのものによる環境影響、地方公共団体等の他の主体との協力の方法等に留意しつつ、事後調査の項目及び手法の内容、事後調査の結果により環境影響が著しいことが明らかとなった場合等の対応の方針、事後調査の結果を公表する旨等を明らかにできるようにすること。

### 第三 その他

本基本的事項並びにこれに基づき国土交通大臣が定める指針に用いられる科学的知見については、常にその妥当性についての検討を行うとともに、当該検討及び港湾環境影響評価の実施状況に係る検討を踏まえ、本基本的事項及び指針について、必要な改訂を随時行うものとする。特に、本基本的事項の内容全般については、五年程度ごとを目途に点検し、その結果を公表するものとする。

きるようにすること。

### 第三 その他

本基本的事項並びにこれに基づき国土交通大臣が定める指針に用いられる科学的知見については、常にその妥当性についての検討を行うとともに、当該検討及び港湾環境影響評価の実施状況に係る検討を踏まえ、本基本的事項及び指針について、必要な改訂を随時行うものとする。特に、本基本的事項の内容全般については、五年程度ごとを目途に点検し、その結果を公表するものとする。